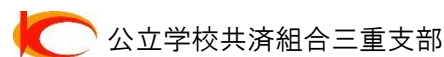


～被扶養者の認定要件等について～



被扶養者認定をこれから申請される方及び既に認定されている方については被扶養者の認定要件（以下「要件」と言う）を満たしている必要がありますので、対象者の収入状況等を十分把握していただくようお願いします。

既に被扶養者として認定されている方が下記1～4に該当し、被扶養者の要件を失った場合は、「被扶養者〔取消〕申告書」にその事実及び発生年月日が確認できる書類、有効期限内の資格確認書をお持ちの方は資格確認書を添付し、速やかに認定取消の手続きを行ってください。

1. 他の健康保険の被保険者又は組合員以外の被扶養者となった場合

被扶養者が就労したときや、組合員以外が主たる生計維持者となったことによる認定替えをしたとき、一定の障がい状態にあることについて広域連合の認定を受けたとき等、他の健康保険制度に加入する場合は被扶養者の要件を失います。

パート・アルバイト等の非正規職員であっても、勤務条件により健康保険制度に加入することがありますので御注意ください。

2. 収入限度額を超過した場合

被扶養者の収入が次の限度額を超過した場合は被扶養者の要件を失います。

なお、収入は課税・非課税を問わず、恒常的収入の合計額で判断します。退職手当等の一時所得は含めません。

	年 額	月 額 (3か月連続)	日 額 (※) (失業給付受給時)
・ 60 歳以上の方 ・ 障がいを事由とする公的年金受給者	180 万円	15 万円	5,000 円
・ 配偶者でない 19 歳以上 23 歳未満の方 (各年 12 月 31 日時点)	150 万円	12.5 万円	4,167 円
・ 上記以外の方	130 万円	108,334 円	3,612 円

(※) 雇用保険の失業給付受給者は受給開始日の収入額を日額換算し、上記上限額を超過した場合に要件を失います。

失業給付受給開始日時点で年金や不動産、株式等のその他の収入がある場合は、これを含めて日額換算します。

(1) 就労による収入限度額超過の場合

雇用契約内容（時給・日額、契約期間等）によって要件を失う時期が異なります。また、複数の職を掛け持ちしている場合には全ての収入の合算額（月単位）で判断します。

① 契約期間に特段の定めがない場合又は 3 か月を超える期間で契約している場合

ア. 契約内容^{※1}により、就労当初から給料^{※2}が限度額以上であることが見込まれる場合は、就労初日から要件を失います。

なお、正式採用の前に試用（研修）期間が設けられている場合がありますが、当該試用（研修）期間が短期間でも正式採用を前提としたものである場合は、試用（研修）期間の初日から要件を失います。

イ. 月々の給料額^{※2}が変動する場合又は就労契約の内容等から収入見込が立たない場合は、月々の給料額^{※2}が、3 か月連続して限度額を超過した翌月（4 か月目）の初日から要件を失います。

ただし、月々の給料額^{※2}が、3 か月連続して限度額以上となる見込が立つ場合は、限度額を超過した月の初日から要件を失います。

ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない場合は、収入（給料額^{※2}）が 12 か月以内の累積で限度額以上となることが明らかになった時点で要件を失います。

② 契約期間が 3 か月以下である場合

契約内容^{※1}から月々の給料額^{※2}が限度額を超過することが明らかであっても、収入（給料額^{※2}）が 12 か月以内の累積で限度額を超過することが明らかになる時点まで認定は継続されます。

3 か月以下の契約期間であっても同一の事業主と契約を更改し、引き続き就労する場合は、当初の雇用契約 3 か月を超える期間で契約しているものとみなし、再契約の初日で要件を失います。

※1. 短期間で辞めるつもりであっても契約書等の内容によって判断します。

※2. この場合の給料とは、通勤手当等を含めた総支給額を指します。

また、実際の勤務月や対象月で判断します。支払月ではありませんので御注意ください。

(2) 公的年金や企業年金の受給額が限度額を超過する場合

年金は年額で決定されるため、決定額を今後の収入見込み額として判断します。

① 老齢年金や企業年金の受給権が発生した場合

年金受給権が発生した翌月の初日で要件を失います。初回の年金送金日ではありませんので御注意ください。

事前に「ねんきん定期便」等で年金額を把握しておいてください。年金証書等の決定通知が到着してからの手続きは、遡って取消となります。

② 障害年金、遺族年金の受給権が発生した場合又は年金額に改定があった場合

「年金証書」、「年金額決定通知書」又は「年金額改定通知書」を受け取った日で要件を失います。

③ 年金受給者にパート・アルバイト等の収入がある場合

月々の収入で判断する必要がある場合は、年金額を12月で除し、それにパート・アルバイトの月々の給料額^{※2}を加えて収入限度額以上であるかどうかを判断します。

(3) その他の恒常的収入の取扱い

① 生命保険契約等に基づく個人年金又は財形年金を受給することになった場合

税法上の取扱いとは異なり、保険料相当額を含む総支給額を収入とみなします。

② 国や地方公共団体からの給付について

年金生活者支援金や特別障害者手当等の給付がある場合、それらも収入に含みます。

③ 事業、不動産及び農林水産業等に係る収入について

確定申告を行った際の情報を基に、売上から支出（必要経費^{※3}）を差し引いた額が認定要件を満たしているかで判断します。売上から支出（必要経費^{※3}）を差し引いた額が限度額を超えた場合、確定申告を行った日で要件を失います。

※3. 税法上は経費として認められる支出であっても、共済組合の被扶養者認定では経費として認められない支出（租税公課、減価償却費、接待交際費、損害保険料及び青色申告特別控除など）があります。詳細は共済組合へお問い合わせください。

④株式、債券、投資信託、外国為替証拠金取引、先物取引（以下「株等」という）に係る収入について

株等による収入が発生し、利益等が認定限度額を超えた場合の要件を失う日は以下のとおり取り扱います。

ア. 特定口座（源泉徴収あり）を利用した取引を行っている場合は、証券会社等から送付される「(特定口座)年間取引報告書」を受け取った日で要件を失います。

イ. 特定口座（源泉徴収なし）、一般口座、特定口座と一般口座を併用した取引を行っている場合は確定申告を行った日で要件を失います。

3. 被扶養者が日本国内に居住しなくなった場合

外国に居住し、日本国内から住民票が無くなった場合は要件を失います。

ただし、日本国内に住民票が無い場合であっても、次の①から⑤のいずれかに該当する方は例外的に引き続き被扶養者として認定することができます。

- ① 外国に一時的に留学する方
- ② 外国に赴任する組合員に同行する方
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で渡航する方
- ④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められる方
- ⑤ 上記①から④までに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方

4. その他の認定要件

その他、次のいずれかの条件を満たさなくなったときは要件を失います。

(1) 組合員が主たる生計維持者と認められること※⁵。

例1：子を認定する場合、両親のうち組合員の方の収入が多いこと

例2：親を認定する場合、組合員の兄弟姉妹のうち、組合員の収入が最も多いこと

※5-1. 扶養義務者（子の認定の場合は両親）の収入を比較する際に収入として計上するものについては被扶養者認定において被扶養者の収入として計上するものと同様の取扱いとなります。

※5-2. 収入比較により主たる生計維持者としての要件を失う日については被扶養者が

収入超過により被扶養者としての要件を失う日と同様の取扱いとなります。

- (2) 組合員と認定対象者が別居している場合、認定対象者の収入（組合員からの送金額を含む。）に対する組合員からの送金額の占める割合が1/3以上であること。

5. その他の注意事項

- (1) 要件を失う事由が発生した日以降に当共済組合の被扶養者証または資格確認書を使用した場合、当共済組合が医療機関に支払った医療費や組合員に給付した各種給付金は全額返納していただきます。
- (2) 特別認定を受けている被扶養者（扶養手当の支給対象ではないものの、共済組合の被扶養者認定を受けている方。23歳以上の子、60歳未満の父母、任意継続組合員の被扶養者など）については、共済組合において、生計維持関係や収入状況について年に一度確認を行います。その際は、被扶養者の方の状況に応じて、収入状況等の確認書類をご提出いただく必要がありますので、該当書類の保管をお願いします。



次の書類については、紛失すると再交付が困難な場合がありますので、組合員の方から被扶養者の方に保管の徹底を周知していただくようお願いします。

被扶養者の区分	保管していただきたい書類
給与所得者	給与明細書（2年分は保管してください）
年金受給者	年金額が分かるもの（年金振込通知書、年金額改定通知書）
事業所得者	確定申告書の写し（収支内訳書を含む）
株式等所得者	（特定口座）年間取引報告書、配当金に関する通知

組合員の方から被扶養者の方に、このリーフレットの内容を周知していただくようお願いします。

このリーフレットの内容に疑義がある場合は、以下までお問い合わせください。

年金・給付班 059-224-2994